

福津市基金管理運用聴取委員会設置規程
(令和 7 年 5 月 12 日福津市訓令第 9 号)

(設置)

第 1 条 この訓令は、本市の基金の運用について、適法かつ適正な行政事務の執行を確保するため、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号。以下「法」という。)第 138 条の 4 第 3 項の規定に準じて、平成 30 年度以降、超長期債券(国債及び地方債等の有価証券であって、満期日までの期間が 10 年を超えるものをいう。以下同じ。)が購入された事案に関する事務の処理等(以下「超長期債券の購入」という。)について、公正及び中立の立場から関係法令等を踏まえ、第三者委員会等による調査を見据えて、事実関係の任意聴取(書面を含む)、基金の管理運用の在り方の確認等を行う福津市基金管理運用に関する内部聴取委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第 2 条 委員会は、超長期債券の購入に関し、次の各号に掲げる事務を処理する。

- (1) 事実関係の聴取及び確認
- (2) 原因及び背景の究明
- (3) 基金管理運用の在り方の検討
- (4) 前 3 号に掲げるもののほか、委員会が聴取、審議に必要と認めるもの

(組織)

第 3 条 委員会は、委員 3 人をもって組織する。

(委員)

第 4 条 委員は、行政手続事務を所管する総務部総務課職員から、市長が指名する。

第 5 条 委員会に、委員長を置き、市長を充てる。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたとき、又は聴取対象者が委員長と利害関係がある可能性が推測される場合は、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第 6 条 委員会の会議は、委員長がこれを招集し、その議長となる。

2 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。

3 委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 委員会の会議は、公開しない。ただし、委員長は、必要に応じて会議の内容を公表することができる。

5 前号に規定する会議の内容の公表を含め、当該委員会の意思決定の過程の情報は、公開することにより、公正性、中立性の確保に支障が生ずることがないように努めることとする。

6 聴取に関する情報で、その性質上、公開することにより、当該事務又は事業の目的を失わせ、又はその公正・円滑な実施を困難にするおそれがあることから、当該委員会設置については、時限非公開とする。

(委員会の聴取権限)

第7条 委員会は、その所掌事務を遂行するため必要と認めるときは、超長期債券の購入に関与した職員その他の関係人に対して報告、意見若しくは資料の提出を求め、若しくは会議への出席を求めて意見を聴取し、又は適當と認める者に参考人としてその知っている事実の陳述を求めることその他の必要な聴取をすることができる。

(指名委員による聴取等)

第8条 委員会は、必要があると認めるときは、その指名する委員に前条の規定による聴取その他の必要な業務を行わせることができる。

(守秘義務)

第9条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(文書等の取扱い)

第10条 委員会が収集した資料及び物件並びに委員会及び委員が作成した調書、報告書その他の文書(次項において「文書等」という。)は、第2条に規定する事務を終える日までの間は、委員会が保管する。

2 文書等は、第2条に規定する事務を終える日をもって、委員会から市長に移管する。

(庶務)

第12条 委員会の庶務は、総務部総務課において処理する。

附則

この訓令は、令和7年5月12日から施行する。